

社会福祉法人湘南の凧 虐待防止対応規程

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号以下「障害者虐待防止法」という。）に基づき、社会福祉法人湘南の凧（以下「法人」という。）が法人定款第 1 条の規定に基づいて実施する事業（以下「法人事業」という。）の利用者に対する虐待を防止することにより、利用者の権利を擁護し、及び法人事業の迅速な改善を図り、もって法人事業に対する社会的な信頼を向上させるとともに利用者に対する健全な支援を提供することを目的とする。

(対象とする虐待)

第 2 条 この規程において「虐待」とは、利用者に対する職員の次の行為をいう。

- (1) 利用者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- (2) 利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による前 3 号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を怠ること。
- (5) 利用者の財産を不当に処分することその他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

(利用者に対する虐待の防止)

第 3 条 職員は、利用者に対し、虐待をしてはならない。

(虐待の通報及び発見)

第 4 条 職員は、利用者本人又は保護者等から虐待の通報があるときは、この規程に基づき、対応しなければならない。

2 職員は、虐待を受けたと思われる障がい者を発見したときは、第 7 条に規定する虐待防止受付担当者に通報しなければならない。

- 3 前項の通報を受けた虐待防止受付担当者は、虐待であると明確に判断できるか否かにかかわらず、速やかに障害者虐待防止法に基づく通報を行わなければならない。

第2章 虐待防止対応体制

(虐待防止対応責任者)

第5条 この規程による虐待防止の責任主体を明確にするため、法人に虐待防止対応責任者を設置する。

- 2 虐待防止対応責任者は、施設長があたるものとする。

(虐待防止対応責任者の職務)

第6条 虐待防止対応責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 虐待内容及び原因を調査し、解決策を検討すること。
- (2) 当事者等と虐待防止のための話し合いをすること。
- (3) 虐待防止対応結果を第9条に規定する第三者委員に報告すること。
- (4) 虐待の改善状況について、当事者(保護者も含む)及び第9条に規定する第三者委員に報告すること。

(虐待防止受付担当者)

第7条 法人事業の利用者が虐待通報を行いやすくするため、法人に虐待防止受付担当者を設置する。

- 2 虐待防止受付担当者は、施設長が所属職員のうちから1名を指名するものとし、必要に応じて代理者を指名するものとする。
- 3 職員は、虐待防止受付担当者の不在時等に第2条に定める虐待の通報があった場合には、虐待防止受付担当者に代わって通報を受け付けることができる。
- 4 前項に規定する虐待の通報を受けた職員は、遅滞なく虐待防止受付担当者にその内容を報告しなければならない。

(虐待防止受付担当者の職務)

第8条 虐待防止受付担当者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 利用者等からの虐待通報を受け付けること。
- (2) 職員からの虐待通報を受け付けること。
- (3) 虐待内容及び利用者等の意向を確認し、その内容を記録すること。
- (4) 虐待内容について、虐待防止対応責任者及び第9条に規定する第三者委員に報告すること。
- (5) 虐待改善状況について虐待防止対応責任者に報告すること。

(第三者委員)

第 9 条 第三者委員は、法人苦情解決に関する規程 (平成 2 5 年 6 月 1 日施行) 第 8 条に規定する第三者委員 (以下「第三者委員」という。) とする。

第 3 章 虐待防止及び解決

(虐待防止対応の周知)

第 1 0 条 虐待防止対応責任者は、重要事項説明書及びパンフレット並びにホームページの掲載等により、この規程に基づく虐待防止対応について周知を図らなければならない。

(虐待通報の受付)

第 1 1 条 虐待の通報は、虐待通報書 (様式第 1 号) によるほか、様式によらない文書又は口頭による通報によっても受け付けることができる。

2 虐待防止受付担当者は、虐待通報の受付に際して、次の事項を虐待通報の受付・経過記録書 (様式第 2 号) に記録し、その内容を虐待の通報をした者 (以下「虐待通報者」という。) 及び虐待を受けた者に確認する。

- (1) 虐待の内容
- (2) 虐待を受けた者の要望
- (3) 第三者委員への報告の要否
- (4) 虐待通報者及び虐待を受けた者と虐待防止対応責任者との話し合いに対する第三者委員の助言と立会いの要否

(虐待の報告・確認)

第 1 2 条 虐待防止受付担当者は、受け付けた虐待の内容を虐待防止対応責任者及び第三者委員に報告する。ただし、第三者委員への報告については、虐待を受けた者が第三者委員への報告を希望しない場合は、この限りでない。

2 投書等匿名による虐待通報があった場合にも、第三者委員に報告し必要な対応を行う。

3 虐待防止受付担当者から虐待通報受付の報告を受けた第三者委員は、虐待内容を確認し、虐待通報受付通知書 (様式第 3 号) によって、虐待を受けた者に対して報告を受けた旨を通知する。通知は、原則として虐待通報のあった日から 1 0 日以内に行わなければならない。

(虐待解決に向けた協議)

- 第 1 3 条 虐待防止対応責任者は、虐待通報の内容を解決するため、虐待を受けた者及び必要に応じて虐待通報者との話し合いを実施する。ただし、虐待を受けた者が同意する場合には、解決策の提示をもって話し合いに代えることができる。
- 2 前項による話し合い又は解決策の提示は、原則として虐待通報のあった日から 1 4 日以内に行わなければならない。
 - 3 虐待を受けた者及び虐待防止対応責任者は、必要に応じて第三者委員に助言を求めることができる。
 - 4 第三者委員は、話し合いへの立会いにあたっては、虐待の内容を確認の上、必要に応じて解決策の調整と助言を行う。
 - 5 虐待防止対応責任者は、話し合いの結果や改善を約束した事項を話し合い結果記録書(様式第 4 号)に記録し、話し合いの当事者間及び立ち会った第三者委員に確認する。

(虐待解決に向けた記録・結果報告)

- 第 1 4 条 虐待防止対応責任者は、虐待通報の受付から解決、改善までの経緯と結果について書面により記録する。
- 2 虐待防止対応責任者は、虐待を受けた者に改善を約束した事項について、虐待を受けた者及び第三者委員に対して、改善結果(状況)報告書(様式第 5 号)により報告する。この場合において、報告は、原則として話し合いを終了した日から 3 0 日以内に行わなければならない。
 - 3 虐待防止対応責任者は、虐待を受けた者が満足する解決が図られなかった場合には、市区町村の苦情相談窓口及び神奈川県社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」の窓口を紹介するものとする。

(解決結果の公表)

- 第 1 5 条 虐待防止対応責任者は、定期的に虐待解決結果及び虐待原因の改善状況を第三者委員に報告する。
- 2 法人事業のサービスの質と向上を図るため、この規程に基づく虐待防止及び解決の対応状況について、個人情報に関する事項を除き、事業報告に表示する。

(従業者への研修等)

- 第 1 6 条 虐待防止対応責任者は、従業者に対し、虐待防止のための研修及び身体拘束等の適正化のための研修を定期的に行わなければならない。
- 2 虐待防止対応責任者は、次条に規定する虐待防止・身体拘束等適正化委員会の結果について、従業者に周知するものとする。

(虐待防止・身体拘束等適正化委員会の設置)

第17条 法人に虐待防止の推進及び身体拘束等の適正化の推進を図るため、虐待防止・身体拘束等適正化委員会を設置する。

2 虐待防止・身体拘束等適正化委員会に関する事項は、理事長が別に定める。

(権利擁護のための成年後見制度)

第18条 虐待防止対応責任者は、障がい者の人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用を障害者本人及びその保護者等に啓発する。

第4章 雑則

(委任)

第19条 この規程に定めるもののほか、虐待防止の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号

虐待通報書

申出書作成日： 年 月 日

社会福祉法人湘南の凧 理事長 宛

次のとおり虐待行為を申し出ます。

虐待を受けた人

(フリガナ) 氏 名			
連 絡 先 住 所	〒	電話番号	
虐待に係る事実のあった日			
虐待の行為(第2条関係)	1.身体的虐待	2.性的虐待	3.心理的虐待
	4.放棄・放置	5.経済的虐待	
虐 待 の 内 容			

虐待通報者

虐待を受けた 人との関係	1.本人 2.配偶者 3.子 4.兄弟 5.子の配偶者 6.他の家族 7.知人 8.ケアマネージャー 9.民生委員 10.その他()
-----------------	--

虐待通報者が本人以外の場合は、次の項目も記入してください。

(フリガナ) 氏 名		電話番号	
住 所	〒		
連 絡 先 住 所	〒		

【法人記入欄】

受 付 日	受付担当者			
虐待を受けた 人への確認	第三者委員への報告の要否	要	・ 否	確認欄：
	話し合いへの第三者委員の 助言、立会いの要否	要	・ 否	確認欄：

投書等匿名による通報であっても、第三者委員に報告し、必要な対応を行うこと(第12条)

様式第2号

虐待通報の受付・経過記録書 (虐待防止受付担当者記入)

受付日	年 月 日	虐待の発生時期	年 月 日	受付 No.	
記入者		虐待の発生場所			
虐待を受けた人	(フリガナ) 氏 名 (年齢)(性別)	(年齢 歳)(男・女)			
	住所・電話	〒 TEL			
虐待通報者	虐待通報者が虐待を受けた人以外の場合に氏名、住所及び連絡先を記入 (フリガナ) 氏 名 住 所 連 絡 先 TEL				
虐待の内容	(年 月 日確認)				
虐待を受けた人の要望	話を聞いて欲しい 教えて欲しい 回答が欲しい 調査して欲しい 改めて欲しい その他()				
虐待を受けた人への確認	第三者委員への報告の要否 要・否 確認欄: 年 月 日				
	話し合いへの第三者委員の助言、立会いの要否 要・否 確認欄: 年 月 日				

対応経過

解決策

改善策

結果

様式第3号

虐待通報受付通知書

年 月 日

(虐待を受けた人の氏名)

様

第三者委員 氏名

印

印

虐待防止受付担当者から下記の通り虐待通報(受付 No.)についての報告がありましたことを通知いたします。

記

虐待通報書の 受付日		虐待通報者 氏 名	
虐待発生時期		虐待を受けた 人との関係	本人・親・子 その他()
虐待の 内容			

様式第4号

話し合い結果記録書

年 月 日

(記録者：虐待防止対応責任者氏名)

虐待を受けた人： 〔利用者本人でない場合の代理人氏名： 〕
第三者委員氏名： 〔立会い無し〕
話し合いの日： 年 月 日
【虐待申出の内容に関する虐待を人の意見・希望】
【虐待申出の内容に関する虐待防止対応責任者の意見・対応案】
【虐待申出の内容に関する第三者委員の意見・解決策】
【改善を約束した内容】
【話し合いが不調となった原因・意見の相違点】
〔次回話し合いの日時： 年 月 日() 時 分~〕

確認

虐待を受けた人(代理人)氏名：

第 三 者 委 員 氏 名：

様式第 5 号

改善結果（状況）報告書

年 月 日

（虐待を受けた人）

様

（第三者委員）

様

様

虐待防止対応責任者

印

年 月 日付けの虐待通報（受付 No. ）については、次のとおり改善いたしましたこととご報告します。

虐待内容	
改善結果	

虐待防止・身体拘束等適正化委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人湘南の風虐待防止対応規程(平成26年4月1日施行)第17条の規定に基づき、社会福祉法人湘南の風虐待防止・身体拘束等適正化委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 虐待防止のための計画づくりに関すること
- (2) 虐待防止チェックとモニタリングに関すること
- (3) 虐待(不適切な対応事例を含む。)発生後の検証と再発防止策に関すること
- (4) 身体拘束等の適正化のための対策に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、事務局長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 虐待防止対応責任者
- (2) 総務課長
- (3) 家族会等の代表者

4 委員長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

5 委員会は、定期的を開催するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。